

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年5月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒駆動水ポンプ（B）の点検において、当社からの供給品であるメカニカルシール（1組）の手配不備が認められたため、対応検討	GⅡ	
2	1号機	主復水器（A）内部構造物の浸透探傷検査において、溶接部に指示模様が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
3	1号機	海水配管フランジの点検において、原子炉格納容器冷却海水系配管用オリフィス（4台）のシール面に一部腐食が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
4	1号機	海水配管フランジの点検において、原子炉格納容器冷却海水系配管の内面ライニング部に一部剥離が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
5	1号機	タービン系配管サポート（2箇所）の点検において、埋込み金具に不具合（周辺の躯体に割れ及びナットに緩み）が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
6	1号機	タービン建屋床ドレンサンプポンプ（A）の出口逆止弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
7	1号機	原子炉格納容器冷却海水系ポンプ（A）用クーラー海水出口元弁の点検において、弁棒に腐食が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
8	2号機	残留熱除去系系統圧力調整のための圧抜き操作時、同系統圧力の瞬時的な上昇が認められたため、同系統への補給水供給圧力調整弁を点検・調整	GⅢ	
9	2号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（B）のシャフトに軸ぶれ（横方向）が認められたため、当該ポンプを点検・修理	GⅢ	
10	2号機	中央制御室の炉心性能計算機に「軽故障：データディスクに異常発生」の故障メッセージが表示されたため、対応検討	GⅢ	
11	3号機	タービン建屋換気空調系電気品室空調機用冷凍機の点検において、回転ピストンスリーブ及びピストン締付ナットのネジ山部に摩耗が認められたため、当該部品を交換	GⅢ	
12	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）の点検において、海水側入口配管用防食亜鉛棒（3本）に消耗が認められたため、当該亜鉛棒を交換	対象外	
13	5号機	中央制御室換気空調系空調機用冷凍機の点検において、冷媒電磁弁フランジ接続部付近より冷媒の微量リークが認められたため、当該部を修理	GⅢ	
14	5号機	タービン建屋地下給水加熱器ドレンポンプ室内床ドレンファンネルに詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	GⅢ	
15	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）用廃棄物自動供給装置に昇降用チェーンの切断を示す警報が発生したため、当該装置を点検・修理	GⅢ	
16	その他	免震重要棟設置工事において、埋設通信ケーブルの引抜き作業実施中、当該ケーブルに損傷跡が認められたため、対応検討	GⅢ	